

青森県における音楽資料保存事業の紹介

今 雅人

1. はじめに

どの県にも、県出身の音楽家の作品はもとより、古くから伝承されてきた音楽、そして市民歌や町民歌、さらに地域の祭りのためにつくられた音頭など、たくさんの音楽が存在する。

郷土の音楽資料の保存活動が各県でおこなわれているが、有名音楽家の作品、あるいは民謡などの伝統音楽に特化してといった保存活動が主たるもので、県にかかわる音楽資料を、全ジャンル・全時代にわたって、県の施設を拠点に保存していこうという活動には、どこもなっていないようだ。一方、青森県では、青森県立図書館（以下「県立図書館」）が保管基地となり、青森県音楽資料保存協会（以下「保存協会」）と連携し、全ジャンル・全時代にわたった青森県にかかわる音楽資料の保存事業を平成15年からスタートさせている。その事業を紹介したい。

2. 散逸・亡失の危機にあった音楽資料

音楽資料が、制作者の自宅に置かれているケースが実に多い。民謡や各種芸能にかかわる伝統音楽も、収集した研究者の個人資料として、保存とは言えない状態で、自宅に積まれている例が珍しくない。音楽資料の所有者の身に何かあれば、保管資料の多くが失われてしまう。音楽資料の所有者の大半が70代という高齢でもあった。青森県にかかわる様々な音楽資料の散逸・亡失の危機が目前に迫っていた。

また、平成の大合併と呼ばれる市町村統合が、青森県でもおこなわれようとしていた。市町村名が新しくなることで、これまで使われてきた歌などが次々に消えていくことは目に見えていた。青森県にかかわる様々なジャンルの音楽資料を保存するのは、今が最終チャンスのように思われた。こうして、危機感を持った音楽家有志が、県に対し、青森県にかかわる音楽資料の保存に対する働きかけをおこない始めたのである。平成12年頃のことだ。

3. 官民一体の連携の経緯

私的組織（個人管理を含む）による保存は、永続性に問題がある。後世に音楽資料を手渡すためには、音楽資料が公的施設で保管されることが大変重要である。では、県に寄贈すればよいではないかという考え方もあるが、それもまた問題がある。

ある音楽大学図書館を見学した際、遺族から寄贈された音楽資料が死蔵されているのを見た。亡くなられた本人しかわからない内容のものが多く、整理できないために、そのままになっていた。音楽専門館でもこの状況だ。音楽の専門的知識を持たない職員がほとんどの施設に音楽資料が寄贈されても、それが利用できる形に整理されるかどうかは疑問だ。だからといって、整理しましょうと申し出ても、寄贈品は県の所有物であるから、外部の者が手を触れることは難しい。寄贈は、よほど慎重におこなわないと、手の届かない海底深くに荷物を沈めるのと同じ状況になる。そこで我々は、寄託という方式をとった。寄贈と違って寄託は、所有権が資料の提供者に保留されるため、いつでも手元に戻すことができるという利点があるからである。

寄託を受ける場合は県立図書館に決まったが、県立図書館には音楽の専門的知識を有する職員がいない。そのため、寄託品となる音楽資料を整理する人間が必要となった。こうして、青森県の音楽資料の将来を心配して集まった音楽家有志による研究会が、保存協会となり、県立図書館と保存協会の連携による音楽資料の保存活動がスタートした。平成15年のことである。

4. 保存事業の内容

県立図書館に寄託し保管される音楽資料は、青森県に関係したものであればジャンルを問わない。現代創作音楽でも、わらべ歌や伝統芸能に題材を求めたものがある。題材となった伝統音楽も一緒に保存されることで、現代創作音楽がよくわかるということもある。風土から生まれる音楽は時代を超え、複雑な結びつきを持つ。全ジャンルを保存の対象とすることで、こうした複雑な結びつきが損なわれることなく、後世に残されるという利点がある。

音楽資料の整理方法だが、楽譜、録音物（映像も含む）、その他の音楽資料の3種に分類し、資料ごとに、整理番号と内容がわかるような注釈をつける。注釈は内容のわかっている寄託希望者本人にできるだけ書いてもらう。寄託品は保存協会に集められ、内容を整理分類、数を確認し、寄託希望者の委任を受けた形で、保存協会が一括して県立図書館に搬入する。なお、保存協会の収集した音楽資料については、保存協会の事務局長名での寄託とした。県立図書館への搬入は年3回。保存協会を通したものだけを、音楽資料の寄託品として県立図書館は受け入れる。保存協会が窓口になり、資料を整理して県立図書館に入れることで、資料が利用可能な状態で保管され、寄贈で懸念されたような未整理のままに死蔵することもなくなる。また寄託された資料の全数と内容を保存協会側も把握し、求めに応じて紹介できる。寄託された音楽資料は、今のところ戦後のものが中心で、楽譜（出版譜・手書きの楽譜・パソコン楽譜など）、録音・映像物（各種レコード・カセットテープ・オープンリール式テープ・CD・ビデオ・DVDなど）、その他の音楽資料として書籍・手紙・パンフレット・ポスター・新聞雑誌の記事など多岐にわたる。幸いなことに、寄託品の状態は、いずれも破損や大きな汚れもなく、比較的良好である。

次に、県立図書館に入れられた寄託品の貸出・閲覧について述べる。これは、整理番号と内容を付した保存協会の作ったリストを元におこなわれる。貸出・閲覧については、寄託者に可能か不可かを確認し、その意思を尊重し対応している。鉛筆書きされた自筆楽譜の場合、改変される危険があるため、原本の貸出・閲覧はどちらも不可になることが多い。音楽資料の貸出・閲覧のできる者は、寄託品の提供者本人、提供者の許諾を受けた者、保存協会の正会員（賛助会員は不可）に限定し、以上の者だけが寄託品のリストを県立図書館で参照できることとした。これには、次の理由があった。平成14年頃、青森県では芸術パーク建設の計画が進んでおり、ここに音楽資料が保管される予定であった。ところが、知事が替わり、建設計画が5年間凍結されることになった。その間、県立図書館で音楽資料を預かりましょうということで事業がスタートした。音楽専門館である芸術パークにいずれ移管される資料に万一のことがあってはならない。こうしたわけで、寄託された音楽資料の貸出・閲覧を県立図書館で厳しく制限した。ところが財政難のため、芸術パーク建設は凍結解除がなされず、実質廃案になった。

5. 今後の保存事業

年々県立図書館の書庫は余裕がなくなってきているとはいえ、歴代館長のご厚意で、その後も保存活動は続き、現在活動は10年目をむかえた。この保存事業に今年度（平成25年度）、新しい展開が生まれようとしている。寄託から寄贈に切り替えようというのである。これは県立図書館側からの提案である。青森県に音楽専門館ができる見込みはなくなった。こうした中、音楽資料を保管し、県民に提供の便をはかれる最適な場は県立図書館である。ならば、一般利用者の貸出・閲覧を不可とする今までの寄託方式を改め、一部は寄託を残しても、原則、寄贈に切り替え、県立図書館で積極活用できる体制を構築しようというものだ。音楽資料は、いずれは県民の財産にすべきものだが、寄贈に際しては、前述した問題があった。そのために寄託方式になったのだが、これまでの県立図書館と保存協会の連携が新しい展開を生もうとしている。今までの体制をそのままに、寄託から寄贈に移行しようというのである。今まで通り、音楽資料は、保存協会が整理して県立図書館に引き渡す。県立図書館は、原則、保存協会を通った音楽資料しか寄贈を受けない。また、県立図書館からの要請によって、利用者と県立図書館との間に保存協会が入れる体制を作る。そのことによって寄贈資料が未整理のまま死蔵するという危険がなくなるばかりか、寄贈資料の有効活用が促進される。そして、音楽資料が県立図書館という公的施設で恒久的に守られていく。そのための話し合いが進んでいる。一番最初に我々が望んでいたことが、ようやく形になろうとしている。

（こん まさと・青森県音楽資料保存協会）